

財務省告示第四百号

行政機関の保有する個人情報に関する法律（平成十五年法律第五十八号。以下「法」という。）第四十六条及び行政機関の保有する個人情報に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号。以下「令」という。）第二十二條第一項の規定に基づき、財務大臣の所掌に係る法第二章から第四章まで（法第十条及び法第四章第四節を除く。）に定める権限又は事務の一部について委任を行うこととしたので、令第二十二條第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、財務省の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に係る権限又は事務を委任する件（平成十六年六月財務省告示第二百九十号）は、平成十七年三月三十一日限り、廃止する。

平成十七年三月二十五日

財務大臣 谷垣 禎一

一 委任する権限又は事務及び委任を受ける職員の官職

財務大臣の所掌に係る法第二章から第四章まで（法第十条及び法第四章第四節を除く。）に定める権限又は事務のうち、次表上欄に掲げる機関の所掌に係るものについては、同表下欄に掲げる職員に委任すること。

財務局（財務支局を含む。）

財務局長（財務支局にあつては、財務支局長）

税関	沖縄地区税関
税関長	沖縄地区税関長

二 委任の効力の発生する日

平成十七年四月一日